

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領

制定 令和 7 年 4 月 1 日 6 環バ第 353 号
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知

第 1 目的

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年 3 月 1 日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の実施については、実施要綱に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

第 2 事業の成果目標等

実施要綱第 2 の 2 に規定する成果目標等は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標の内容

助成事業（実施要綱第 2 の 1 に規定する助成事業をいう。以下同じ。）で行う再生可能エネルギー発電事業において得られる収入のうち地域の農林漁業の発展に貢献する取組に充当する金額とする。

2 達成すべき成果目標の基準

助成事業で行う再生可能エネルギー発電事業において得られる収入のうち 5 % 以上を地域の農林漁業の発展に貢献する取組に充当しつつ、将来においても再生可能エネルギー発電事業を継続できることを前提として設定するものとする。

第 3 助成事業の実施手続

1 事業実施計画等の提出

事業実施主体（実施要綱第 2 の 2 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）による実施要綱第 3 の規定に基づく事業実施計画の重要な変更、中止又は廃止の承認申請は、別記様式第 1 号によって行うものとし、大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）に提出するものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第 3 の規定に基づく事業実施計画の重要な変更は、以下に掲げるものとする。

（1）施設の廃止

（2）助成事業の内容の基本的な部分に影響を及ぼす手法又は設備の変更（能力に関する変更を含む。）

第 4 助成事業の評価等

事業実施主体は、実施要綱第 4 の規定に基づき、当該事業実施主体が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第108 号。以下「固定価格買取法」という。）に基づく再生可能エネルギー電気の売電を開始した年度の翌年度以降、売電が終了した年度の翌年度まで、毎年度、別記様式第 2 号により助成事業の評価を行い、報告に係る年度の翌年度の 6 月15日までに環境バイオマス政策課長に提出するものとする。

第 5 収益納付

- 1 実施要綱第5の規定に基づき、事業実施主体が毎年度納付すべき額は、次式により算定される額とする。
ただし、毎年度の売電収入を上限とする。
$$\text{納付額} = \text{助成金相当額} \div \text{発電設備の法定耐用年数}$$

(注1) 小水力発電は20年で除するものとする。
(注2) 発電設備の法定耐用年数以下の年数で除することができるものとする。
(注3) 納付額と第2の1の成果目標の金額を足した額が、年間売電収入を超える場合は、納付額への充当を優先させるものとする。
(注4) 初年度にあつては、上記の式により算定される納付額を365で除した額に売電開始から起算して当該年度の3月31日までの日数を乗じた額、最終年度にあつては、上記の式により算定される納付額から初年度に納付した額を減じた額とすることができる。
- 2 事業実施主体は、毎年度、6月15日までに、別記様式第3号により、1の額を国に報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、農林水産大臣が納付を命じた日から20日以内に1の額を国庫に納付するものとする。
- 4 納付額の累計が助成金相当額に達した時点で納付は終了するものとする。
- 5 事業実施主体は、自然災害その他発電事業者の責に帰せない事由により年間総収入が減少したと考える場合は、別記様式第4号により、その状況を環境バイオマス政策課長に報告し、その指示を受けなければならない。

第6 財産の管理等

- 1 事業実施主体は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第7 財産の処分の制限

- 1 事業実施主体は、取得財産等のうち、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（第5の規定に基づく納付額の累計が助成金相当額に達した場合を除く。以下「処分制限期間」という。）において、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具を処分しようとするときは、あらかじめ環境バイオマス政策課長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認に当たっては、当該承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第8 助成金の経理

- 1 事業実施主体は、助成事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入及び支出を記載し、助成金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第9 報告又は指導

- 1 環境バイオマス政策課長は、第4の規定に基づく事業評価報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し、必要な指導を行うものとする。
- 2 環境バイオマス政策課長は、前項のほか、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の事業
実施計画の変更承認（中止又は廃止の承認）申請について

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年 3 月 1
日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第 3 の規定に基づき、関係書
類（注 1）を添えて、変更承認（中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注 3）

（中止又は廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1）関係書類として別添 1 を添付すること。

（注 2）特認団体として申請する事業実施主体は、別添 2 を添付すること。

（注 3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があつた事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4）中止又は廃止の場合には、中止又は廃止の理由を記載すること。

(別添 1)

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金管理計画書

(1) 基金管理団体の概要		
※営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記載すること。		
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
(2) 事業の実施体制		
※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 助成事業を実施できる能力、助成事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。 3 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。 4 農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体が発電事業を行う事業体の運営にどのように参画するのか等の体制を明らかにすること。		

(3) 事業の概要
※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。
(4) 基金の管理計画
※基金の管理計画について具体的に記載すること。
(5) 事業実施のスケジュール
※1 事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。 2 助成金の事業実施計画の承認及び交付決定前に事業に着手した場合は、その年月日を記載すること。
(6) 施設の具体的内容、システムフロー図
※発電システムの特徴、出力等について記載すること。

(7) 施設の工事計画
※工事概要、工事工程等について記載すること。
(8) 施設の運営管理計画
※施設の運営管理者、運営管理体制等を記載すること。
(9) 施設用地の確保状況
※施設用地の所有者との関係、契約状況等を記載すること。
(10) 施設周辺の住民や環境への配慮の状況
※施設周辺の住民への説明会の開催や環境への配慮の状況等について記載すること。
(11) 関係法令の許認可等手続の状況
※土地、施設、水利使用权等の許認可に係る手続の状況について記載すること。
(12) 電気事業者との協議の状況
※電気事業者との系統接続等に係る協議の状況について記載すること。

(13) 事業計画図

① 位置図

② 計画平面図

(14) 成果目標

※再生可能エネルギー発電事業に係る成果目標について記載すること。

①売電収入見込額

〇〇〇千円／年（〇〇〇kWh／年×〇円）

②地域の農林漁業の発展に貢献する取組に活用する内容及び金額

地域の農林漁業の発展に貢献する取組の内容	金額（千円）
計	

※年ごとに内容が異なる場合は、それぞれごとに記載すること。

(15) その他想定される事業効果（具体的かつ定量的に記載すること。）

※その他新たな雇用創出等の効果を記載すること。

(16) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区分	事業費				備考
		助成金	自己負担	その他	
1 測量費及び試験費					
2 工事費					
3 設備費					
4 その他					
計					

(注)

1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載するとともに、施行方法を記載すること。
2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
3. 備考欄は、別葉とすることができる。

(17) 資金調達方法

※助成金以外の資金調達がある場合は、その方法等について記載すること。

(例)

自己負担分 : 千円

うち自己資金: 千円

うち融資 : 千円 〇〇銀行〇〇支店から借入、返済期間〇年

その他 : 千円

うち〇〇 : 千円

うち〇〇 : 千円

(注) 欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

1. 事業実施主体の業務・活動内容を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等）
2. 事業実施主体が特認団体以外である場合は、定款及び直前事業年度の決算（営業）報告書3年分（又はこれらに準ずるもの）

(別添2)

特 認 団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

別記様式第 2 号（第 4 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業評価報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年 3 月 1 日付
け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第 4 の規定に基づき、別添のとおり事
業評価報告書を提出する。

別 添

1. 収支等

項 目	○年度	前年度
発電電力量①		
調達価格②		
年間総収入③＝①×②		
支出④		
発電単価⑤＝④÷①		
売上総利益⑥＝③－④		
設備稼働率		
雇用人数		
稼働日数		

【収支等に関する評価】

○○○○○・・・・・・・・。

2. 発電事業により得られた収入の農林漁業の発展に貢献する取組への活用に対する評価

収入を活用した取組の内容	充当額（千円）	評 価
合 計		

3. 総合評価

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・。
--

※ 発電事業の収支が分かる資料の写し、発電事業により得られた収入を活用した取組の内容が分かる資料（写真、成果物等（写しで可））及び支出内容が分かる証拠書類の写し等を添付すること。

別記様式第3号（第5関係）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業の
国庫返還について

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成25年3月1日付け24食産第5383号農林水産事務次官依命通知）第5の規定に基づき、当該収益納付額の金○, ○○○, ○○○円を国庫返還することとしたので、書類を添えて申請する。

※返還額の算出の根拠となる計算式又は類する根拠を添付する。

別記様式第4号（第5関係）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

平成○年度地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業年間総収入
減少状況報告書

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（令和○年○月○日付
け○環バ第○○号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）第5の5の規定
に基づき、下記のとおり年間総収入の減少の状況を報告する。

記

1. 対象年度：令和○年度
2. 年間総収入額 ：○○○,○○○円
（年間総収入見込額：○○○,○○○円）
3. 年間総収入が減少した理由
 ・・・・・・・・・・のため。